

岐阜県公報

第二千四百四十一号
平成二十五年四月三十日

(火曜日)

目 次

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
土地改良区の定款の変更認可

(商業流通課) 三二五
(同) 三二六
(西濃農林事務所) 三二六

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十五年四月三十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年四月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

(仮称) パロー大垣中ノ江店

大垣市中ノ江二丁目三番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十五年十二月二十日

五 店舗面積

三、二〇六平方メートル

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる
ときは翌日

平成二十五年四月三十日

六 駐車場の収容台数

一三五台

七 荷さばき施設の面積

二九九平方メートル

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年四月三十日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年四月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

美濃共同ショッピングセンター

美濃市千畝町二七七六番地一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月三十日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
牧田川用水土地改良区	平成二五・四・一八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月三十日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
養老町祖父江土地改良区	平成二五・四・一八

平成二十五年四月三十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社